

第37回国語分科会漢字小委員会・議事録

平成21年10月23日(金)
午前10時～午前11時50分
学術総合センター・特別会議室101-103

〔出席者〕

(委員) 前田主査, 林副主査, 内田, 沖森, 金武, 笹原, 高木, 武元, 東倉, 納屋,
松村, 邑上各委員 (計12名)

(文部科学省・文化庁) 清木文化部長, 匂坂国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第36回国語分科会漢字小委員会・議事録(案)
- 2 「「新常用漢字表(仮称)」に関する試案」の修正案
- 3 「新常用漢字表(仮称)」の名称について

〔参考資料〕

- 1 新常用漢字表に追加すべき漢字について(内閣法制局)
- 2 意見募集で寄せられた意見(追加及び削除希望字種一覧)
- 3 「新常用漢字表(仮称)」の音訓に関する意見(字種別)
- 4 意見募集で寄せられた字体にかかわる意見の一覧
- 5 追加字種191字に含まれる許容字体該当字の出現頻度一覧

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 前回の議事録(案)が確認された。
- 3 事務局から配布資料2及び3の説明があり, その後, 質疑応答を行った。
- 4 配布資料2に基づいて, ①「基本的な考え方」の修正案, ②「表の見方」の修正案, ③「字種・音訓・付表」の修正案, ④「本表」のページ見本案について順に意見交換を行った。その結果, 配布資料2については基本的に了承された。なお, ①の3ページ, 修正部分の記述については, 本日出された意見を踏まえて, 漢字ワーキンググループで更に検討の上, 修正することとされた。
- 5 配布資料3に基づき, 「新常用漢字表(仮称)」の名称について意見交換を行った。その結果, 「改定常用漢字表」という名称で答申することが了承された。
- 6 10月28日の漢字小委員会(予備日)は開催せず, 次回は, 11月10日午前10時から旧文部省庁舎・第2講堂で開催する, 国語分科会総会となることが確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○前田主査

ただ今の事務局の御説明につきまして, 疑問な点がありましたら, 御質問いただきたいと思います。協議の方は, その後でしますので, まずは質問をお願いします。

○納屋委員

配布資料2の16ページなんですけれども, 「Ⅱ 現行「常用漢字表」にかかわる変更

ついて」のうち、都道府県名の関係で変わっているところについて、音訓の削除の御説明があったと思います。ただ、「9 畝(せ)」と「10 浦(ホ)」は都道府県名とは違うと思っているんですね。ここもちょっと御説明いただけませんか。

○氏原主任国語調査官

はい、時間の関係でそこまでは申し上げなかったんですが、9と10は御指摘のとおり、都道府県名ではなく、寄せられた御意見の中に、一般的でないから削ったらどうかという御提案があったものです。9は「畝(うね)」ですけれども、「畝(うね)」という言葉自体、今は、余り使われないということもございます。まして1畝、2畝の「畝(せ)」は、一般にはほとんど使われないのではないかということです。10の「浦(うら)」も、「浦(ホ)」という音ではほとんど使われない。大体、「浦(ホ)」の熟語を思い浮かべていただいても、余り出てこないだろうということです。9、10は、都道府県名ではないのですが、現在の常用漢字表から、現時点では「疲らす」という訓を削除するという方向になっていますけれども、それと同じように考えて、これも要らないのではないかということで、削除の提案をしているということでございます。

○笹原委員

3ページ、上から5行目辺りの波線が引いてある部分の前の部分なんですが、「漢字の習得時と運用時とに別けて考えることができる」の「別けて」が、試案の段階だと「分」という字になっていて、それがここでは「別」となっている。この「別けて」というのは表外音訓のようなので、もしこのまま行くのであれば…、と思ったのですが…。

○氏原主任国語調査官

すみません、ここは、文章全体の修正に目が行っていたものですから、見落としておりました。「分」に訂正してください。御提案を頂いた時に「別」になっていたのをベースにしたものですから、そのままここに残ってしまったんだと思います。ここは、「分」でお願いいたします。

○前田主査

そのほか、何かございましょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、ないようですので、ただ今の事務局の御説明を受けまして、協議に入りたいと思います。本日の協議の進め方ですけれども、まず配布資料2の①～④の項目順に協議し、その後、配布資料3について協議したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○内田委員

①の項目で、5ページの「文章を書き表す」という変えなかった部分ですが、事務局の御説明で納得、了解いたしました。確かにそうだなと思いました。

○邑上委員

3ページの「(4) 漢字を手書きすることの重要性」のところでございます。今回、丁寧に情報機器との違いというか、情報機器があったとしても習得時に当たる小中学校では書き取りは大事であるということを強調していただいたように受け止めまして、有り難く思います。

ただ、一方で、下段の「しかし、一方では…」の段落は、挿入されたような感じがしま

して、その後の「このように手書きは極めて重要であり、」という「このように」が若干続きにくいように読み取ってしまいます。挿入された段落の前、波線の一つ上の形式段落の中に「瞬時に、漢字を図形のように弁別できるようになることから獲得されていくものである」とあります。非常にいろいろな能力がかかわって一体化されて、漢字というのは手書きによって獲得されているんだよということですね。次に、「しかし、一方では」で段落が始まり、そして「このように」と来る。この「このように」が受けるところはどこかなと思ったときに、すぐその上の行は「漢字を正しく手書きする能力を育てることは別である。」で止まっていますので、「このように手書きは極めて重要であり」と若干つながりにくいと思うんです。逆に、情報機器での習得がすごく今は大切になっているということが強調されたように読み取ってしまうのですが、いかがでしょうか。

○東倉委員

私が遅れて出しました意見について、こういう格好で取り入れていただいて、どうもありがとうございました。

この情報機器の利用による漢字習得というのは、ここには書いてありませんけれども、私としては、漢字を正確に習得するためには、情報機器の利用というのは阻害要因にもなりかねないと考えています。要するに、そこで誤解していただいているのは、情報機器の利用を否定しているわけではございませんで、いわゆる漢字利用をコミュニケーションに利用する立場から、情報機器を使えば、漢字というのは大体図形としての形が分かれば用が足りるんですよというような形で、情報機器の上では処理されていくということで、そのために漢字を正確に習得する能力がかえって阻害される可能性があるということなんです。情報機器を利用するという現状は避けられないわけで、これを認めた上で、なお漢字を正確に書くことを習得するというのであれば、手書きというものが更に重要視されてくるのではないかと私は考えています。

○邑上委員

御説明で、よく分かります。ちょっと文が繋がらないなという気持ちがまだあるものですから…。

○内田委員

今の件ですけれども、私も先ほどちょっとつながりが良くないなと思いました。「しかし、一方では」というと寄り切られたような感じがして、上で強調しているところと「このように」がすんなり繋がらない。

それで今、お話を伺いながら、例えばですけれども、7行目の波線部分「特有の習得が行われていると考えられる」、そして下の部分を入れまして、この波線の部分を入れる、つながり方を少し工夫して入れるということで、「情報機器の利用による漢字習得は、複数の変換候補の中から適切な漢字を選択するという形で習得が行われるが、これは様々な感覚が複合する形でかかわる書き取りの反復練習とは異なって、視覚のみがかかわった習得となる」として、後ずっとつなげて、そして上の部分に行く。「今後、」を「情報機器の利用が」の前に出しまして、「今後、情報機器の利用が更に日常化・一般化しても」というふうにつなげて、ここの中に入れますと、ただ今のような御懸念が解消され、どちらの趣旨も生きるのではないかという気もいたしますので、ちょっと表現の点で、どこに入れるかというところを御検討いただければと思います。

○林副主査

今、こうやって伺ってみると、おっしゃることの一つ一つが「なるほどな」という感じがします。ただ、ここで述べられていることの内容自体については、皆さん、支持していらっしゃる。問題は表現の仕方だということですね。ここで表現の仕方を詰めていくのは大変時間も掛かりますから、これはこのまま承って、漢字ワーキンググループで、お考えを踏まえて、もう少しいい表現の仕方を工夫してみたいと考えます。もしそれでよろしければ、この問題についてはこれで一応御了承いただいたということで、それ以外のところに移らせていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○前田主査

それで、よろしいでしょうか。(→ 漢字小委員会了承。)

それでは、そういうことにさせていただきます。ほかに何かございましたら、御意見を頂ければと思います。

○金武委員

②「表の見方」の修正案」の方ですが…。

○林副主査

ちょっと待ってください。お手元の配布資料2は、例えば1ページの一番上を御覧いただきますと、①「基本的な考え方」の修正案、それから14ページに行きますと、今、金武委員がおっしゃった②「表の見方」の修正案、こういうふうに分けてあります。できるだけ整理するために、①についてはこれでよろしいでしょうか、それから②についてはこれでよろしいでしょうかというふうに、順番に御意見を伺ってまいりたいと思っております。今は、①について、つまり13ページまでで何かございましたらお出しいただくということでお願いいたします。

○金武委員

①については、先ほど意見が出ていました「このように」の受け方が、皆さんおっしゃったとおりちょっと引っ掛かるので、今後、漢字ワーキンググループで考えていただけるということであれば結構です。

○前田主査

①については、そのほかにございませんでしょうか。(→ 挙手なし。)

それでは、①のところはお認めいただいたということでよろしいでしょうか。(→ ①について、漢字小委員会了承。)

先に進めまして、14ページの②「表の見方」の修正案について、何か御意見はございますでしょうか。

○林副主査

14ページの②については、金武委員が何かおっしゃるおつもりだったんでしょう。

○金武委員

本日でこの試案の第2次案と言いますか、修正案をまとめなければいけないという段階になっていると思いますので、これまでの議論を繰り返すつもりはありませんけれども、この機会にちょっと審議の経過を振り返ってみたいと思います。

字体の問題で、現行の常用漢字の字体に合わせて統一すべきだという意見と、印刷標準

字体が既にあるのであるから、これは印刷標準字体で掲げるべきであるという意見が対立しました。前者は漢字教育上の混乱を避けるためであり、後者は情報機器業界の混乱を防ぐためというのが最も大きな理由でありまして、試案は後者の立場に立って作成されたけれども、寄せられた意見の数では、漢字教育上の混乱に配慮することが重要だという意見の方が多かったというのが今までの結果であらうと思います。それで、これはどちらの立場もそれぞれ理由があるわけですから、漢字小委員会の審議を顧みて、これ以上議論しても平行線をたどるだけだということであるので、これはやはりここで終止をする方が賢明であると思います。

過去の国語審議会では、反対委員が脱退したり、あるいは少数意見を記せという主張がされたりしたこともありましたが、良識ある紳士淑女から成る当漢字小委員会におきましては、そういうことではなくて、お互いの歩み寄りによって妥協案を考えることが大切であると思っております。

日本新聞協会が試案に対する意見募集で「教育に配慮して、常用漢字型の1点しんにゅうを先に掲げる一方で、印刷標準字体も変更する必要はない」という妥協案を提案したのはそのためですが、本日までに、漢字ワーキンググループの方々がそれにこたえて少しずつ修正されて、今日に至ったということは、国民に分かりやすい形に一步近づいたと思うわけでありまして。

そこで私は、前回、印刷標準字体を変更しないという試案の大枠を変えないで、国民が疑問を抱いたり、誤解したりしないよう調整をお願いしたわけですね。今回、例えば1点しんにゅうが2点しんにゅうの字と同じ大きさに改められたということで、日本新聞協会の実際の対応は、今後、第2次試案が決定した後に協議することになりますので、はっきりしたことは言えませんが、私個人としては字体も全体的には目安であるということで、独自使用の幅があることを前提とすれば、この辺りで容認されるのではないかと考えております。ただ、前から言っておりますように、本当にこれで、国民が分かりやすい漢字表になったのかどうか…。前回、1点しんにゅうが許容字体のままでは教科書体が1点しんにゅうにならないおそれがあるということを教育関係の委員がおっしゃった。あるいは漢和辞典の親字はどういう字体になるのか。現在の漢和辞典は、常用漢字は1点しんにゅう（亅）、易しいしょくへん（食）、表外漢字は2点しんにゅう（讠）、康熙字典体のしょくへん（食）と整然と分けられているわけですね。それが、今回、試案の形で追加された場合には、何と言いますか、たとえて申しますと、表外漢字の制服だった2点しんにゅうのまま常用漢字の制服である1点しんにゅうのグループの中に入ってくるということで非常に見分けが付かなくなるということも言われております。また、国語の試験で追加の文字を1点しんにゅうで書いたらバツにされるおそれがあるのではないかとというような疑問が出ています。新漢字表はこうした国民の疑問に本当にこたえているのかどうか、なるべくこの疑問が生じないような形に調整できないかということを考えていけません。

字体の考え方で一致しているのは、印刷文字が2点しんにゅうであっても、手書きでは1点しんにゅうだということです。これは重要な指摘であります。けれども、「当用漢字字体表」以来、半世紀を経て、一般国民には徹底していないどころか、印刷文字は手書きのお手本だというのが漢字を習い始めた子供や外国人のごく普通の考え方ではないかと思っております。つまり、追加される「遡」とか「餅」は、手書きの手本として常用型の字体であるべきだという意見が多数寄せられました。確かに理解が浅いから、あるいは数だけでどうのこうのという御意見はもっともであります。そうかといって一刀両断で切り捨てるものではなくて、やはり国民が理解できるような案に近づける努力が求められているのではないかと思います。

そこで前回、私は二つの修正案を出しました。一つは、許容字体の方を前に出して印刷

標準字体を後に併記するという案。もう一つは、字種を掲げる列を1列増やして、教科書体を示したらどうかという案です。このような漢字表であれば、国民にとっても分かりやすい表となると思われます。前回、林副主査が、表は基本的には印刷字体を示すもので、教科書体を示すことは難しいとおっしゃいました。ただ、常用漢字表は、印刷字体を基本的に決めた「表外漢字字体表」とは違って、教育にも大きくかかわるものである基本的な漢字表ですから、それだからこそ手書きについても詳しく解説されているわけです。したがって、教科書体を示せば国民にとっては非常に分かりやすい表になると思います。そして、これが試案の大枠を変更するものでもないと思います。今回、時間がないとしても、答申までにはまだありますので、最終的にはそのようなことも考慮して、国民になるべく分かりやすい表にさせていただきたいということを望みます。

○林副主査

金武委員の、国民に分かりやすいという観点は、これはもう私どもも非常に大事なことだと思っております。そういうことは非常に大事な目標として、漢字ワーキンググループでも、この漢字小委員会でもいろいろ議論してきたということでもありますけれども、前にも申しましたように、この漢字表ですべてを解決するというのはなかなか難しゅうございます。これは大本の表でございますので、いろいろな面に配慮する必要があるということもあって、細部に至るまで、表がすべてを解決し、かつ分かりやすいというのは難しい。

議論の結果として、一応こういうふうなところまで来ておりますので、金武委員の目指しておられるところは全くそのとおりでございますので、それに沿ってやっていくとしたら、この表をいかに分かりやすく説明するか、あるいは理解してもらうためにいろいろな工夫があれば、そういう方向に努力していくということだろうと思っております。

大筋において、こういう原案の内容については金武委員も今、御理解を示されましたので、これを基にして、これから更に考えるべきところは考えていくというふうなことで、進めてまいりたいというのが私の考え方ですが、金武委員、それでよろしいですね。

○金武委員

今の林副主査の御意見、全く同感であります。この漢字小委員会においては取りあえず字体についての最終的な議論の場であると思っておりますので、もちろん今後いろいろな意見がまた出てくれば別ですけども、今回の表がこういう結果になった、その大本のことを考えますと、要するに、表外漢字字体表というものが既にできていて、それを今回、常用漢字表に適用したということから始まっているわけなんです。この適用の是非は、もうさんざん論議されてきましたから、もちろん議論するつもりはありません。ただ、後世この漢字表がどのような論議の末に決まったかということが分かるような経緯と事実関係をちょっとここで発言することをお許しいただきたいんです。実は前回、林副主査は「表外漢字字体表は1,945字の常用漢字表の表外の漢字1,022を決めたものであるが、新しく表に入ってくれば表内になってしまうわけだから、表外漢字から抜けてしまうという論法は、これまで表外漢字字体表を尊重し、字体を改めてきた機器関係の方から言えば、心外な論法だということになるだろう。」とおっしゃいました。しかし、これはJ I S業界以外の一般国民から言えば、表内に入ったなら表内字になるのは当たり前で、表外字の字体のまま表に入る方がよほど心外ではないかという意見は今までも出ておりました。結局、漢字小委員会としては、情報機器業界の社会的コストを教育界の混乱よりも重視したという結果になったと私は思っております。

その表外漢字字体表ができる前、現在の常用漢字の字体を論議している第13期国語審議会の議事録をちょっと見てみたんですが、その時に「表外字の字体に関しては、表内字の

字体に準じた整理を及ぼすかどうかの問題がある。これについては、漢字小委員会の大方の意見は、今は特定の方向を示さないものとする。ただし、ある程度考え方を示した方がよいという意見もあって、その際、考えられることは、へん、にょう等のうち次のようなものは表内字に準じて統一することができよう」として、しめすへんは「ネ」の形、康熙字典体のしょくへんは常用体の「食」という形、2点しんにゅうは1点しんにゅうにするということが示してあります。それから、こういう問題が起こる以前の教科書の字体も、戦前から1点しんにゅう、やさしいしょくへんでした。国際的に見ても、中国は簡体字ですから1点しんにゅう、原則康熙字典体の台湾でも、しんにゅうとしょくへんは常用型が一般的です。韓国は康熙字典体ですけれども、ここはハングルが一般的で、漢字を使用しているわけではありませんので、漢字を常用している国では、しんにゅうやしょくへんに康熙字典体を使っているのは日本だけだということです。これは別にどちらがいい、悪いと言っているわけではなくて、ちょっと事実を言っておきます。

ただ、このできてしまった表外漢字字体表というものは、別に不磨の大典ではなくて、永遠に変更されないものではないわけで、常用漢字表や人名用漢字表と同じように改定可能なものでありますので、改定の際に3部首が常用型に統一されるということもあり得ると思っております。

○高木委員

今、議論されているのは②「表の見方」の修正案なんですが、その1ページ前の、13ページの「学校教育における漢字指導」、これは当然、今回のものにも載ることを確認しておきたいということと、それから、ここでは「一般の社会生活における漢字使用の目安」という、これも当然入ることだと思っております。それから、最後の文章なんですが、「別途の教育上の適切な措置にゆだねる」という、この辺りも、私は教育関係の者ですので、もう一度ここを確認させていただければと思います。例えば、教科書体の問題であるとか、そういったことはまた学校教育とのかかわりの中で考えさせていただくというふうな理解でよろしいでしょうか。

○林副主査

私もそのように理解いたしております。

○氏原主任国語調査官

1点だけ補足させてください。

今、金武委員の御発言の中で、戦前の教科書の字体について触れられました。これは、御存じのように、昭和8年以降、文部省活字が使われていたんですね。その文部省活字が1点しんにゅうであったという御指摘でしたけれども、この活字は、明朝体ではないんですね。文部省活字というのは手書き字形のお手本になるように配慮された活字ですから、しんにゅうの点は1点ですけれども、その下を揺すった、今の教科書体と同じような字形になっています。そういう意味では、明朝体の活字として1点しんにゅうが示されていたということではありませんので、そのことだけちょっと補足させていただきます。

○前田主査

ほかに御意見なければ、②「表の見方」の修正点はお認めいただいて先に進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。(→漢字小委員会了承。)

それでは、16ページの③「字種・音訓・付表の修正案」についての御意見を頂ければと思います。

○金武委員

まず、追加字種の候補の中で、先ほど氏原主任国語調査官から言われた括弧に入っている「禁錮」の「錮」と「毀損」の「毀」ですが、これ以外は、私としては追加してもいいのではないかという気がいたします。「錮」は、『国語関係答申・建議集』所収の「法令用語改善についての建議」の「第4 当用漢字表・同音訓表にはずれた漢字を用いたことば」では「固」という字に変えるようになっていたんですが、何ページだったかな…。

○氏原主任国語調査官

104ページです。

○金武委員

そうですね。104ページに「禁錮」の「錮」、それから「毀損」もどこかに、言い換えか何かでありました。実際「勾留」の「勾」もそうなんですけれども、新聞はこれに従って「禁錮」の「錮」も「固」の方にしています。けれども、結局、法制局が改正した「法令用語改正要領」では、この国語審議会の案にはそのままは従わなかった、一部例外が出ているのでしょうか。

○氏原主任国語調査官

はい。御指摘のように、一部変わったところがありまして、今の「禁錮」などは、その時に外されています。

○金武委員

ですから、もともとは何と言いますか、言い換え案にあったものだけでも、それを法制局としては外してしまって、実行しなかったということなので、別に審議会の方針そのままやってくれというわけではないけれども、それに従わなかった結果がここにまた出てきてしまっているということなんですよね。

ですから、確かに「錮」と「固」では発音は同じだけれども、意味はもちろん違うわけです。しかし、法令用語にしか使わないものについては、わざわざ本当にこれにしか使わないものを追加するのはどうなのか、私としては、いわゆる代用漢字かもしれないけれども、「固」に、法令の方が改正されれば一番いいのではないかと考えております。

「毀損」の「毀」についても、「瑕疵」と同じように易しい言い換えができれば問題がない。どうしても使いたければ今のようにルビを付けて使うということで、常用漢字表の中にこういう難しい字が入ってくるのは、ちょっと違和感を感じるのです。

○前田主査

いかがでしょうか、今の点はそれでよろしいですか。

そのほか、何かございませんでしょうか。

○内田委員

視覚的に複雑なものが必ずしも分かりにくいものではなくて、法令用語の「錮」は、かぎを掛けて固めるという、そういう意味、ニュアンスを同時にトリガー (trigger) しますので、これは意味処理という点で見ると、やはり法令用語をきちんと入れていただきたいと思います。

○前田主査

そのほかの方で、今のことについて御意見がございませんでしょうか。

○林副主査

ちょっとこの先の日程を考えますと、できましたら、この第2次案は今日ここで御了承を得たいと考えて臨んでおります。もしここで時間までに御了承いただけない場合には、予備日を使ってもう一度続きを御審議いただく必要が生じてまいります。ちょっとそういうスケジュールにあるということだけお含み置きの上で、何とかここでうまくその方向が固まるように、そういうまとまるような方向での積極的な御意見を頂きたいと思っております。今この点に関して言いますと、金武委員のお考えと内田委員のお考えが違ってございますので、これについて何か、他の委員の方で御意見がありましたら、それを伺った上で全体の方向を見定めたいと思っております。

○納屋委員

とても難しくて発言しにくいなと思っていたんですけども、私は、内田委員がお考えになっておられる「禁錮」の「錮」については、これから先のことを考えながら、入れてもいいのではないかと思いました。ただ、「毀損」の「毀」になってくると、やはりどうかかなと思えます。

「禁錮」の「錮」、これは、確かに金武委員がおっしゃる経過があるんだろうと思って伺っているんですけども、やはり刑法上、そこを「固」という字に変えて、もちろんさかのぼって変えることはないんですけども、刑法上、これだけ犯罪が起こって、犯罪が起きた時にはこうなるんだと目で見て分かるという意味においては、非常に大きなことではないかと思えるものですから、どちらかと言うと、今、林副主査がおっしゃるところで言えば入れても——そうすると、191字からプラス1字で、197字になるのかな、そういうところで、収まりそうだということをおっしゃっているのではないかなと思ったんです。私も内田委員が言われたところに賛成します。

○前田主査

そのほか、どなたかございませんでしょうか。どちらの考えもそれぞれ理由のあることですが、「錮」について、お二人の方から御意見を頂きました。いかがでしょうか。

○林副主査

ちょっと質問よろしいですか。

納屋委員は、「禁錮」の「錮」は入れた方がいいということですが、「毀損」の「毀」はどのようなふうにお考えですか。

○納屋委員

「私だけではないので」と言いたいところなんですけれども…。「毀損」の「毀」は、「名誉毀損」の「毀」として出てきますよね。そうなんですけれども、教育の立場からしたら、やはり基本的に余り多くしない方がいいだろうという大前提でいるものですから、191字からどれだけ増えるのだろうかというふうにかけて、今、ぎりぎりの線が出ているかなと思って伺っているものですから、切ったらという方向で申し上げました。

○林副主査

そうしましたら、それ以外にもいろいろお聞きしたいことがありますので、ここで取り

あえずのまとめをして、それで2回目の意見公募に臨むというふうに持っていかせていただければ有り難いと思います。

今、お聞きしてしまして、御意見が三つだけですので、非常にまとめにくうございますが、ただ、法律用語とはいうものの、「禁錮」とか「名誉毀損」というのは、一般用語として、そういう語彙としても使われるということがございますので、口頭では、何か悪口を言われると「名誉毀損だぞ」などというようなことはよく使いますし、「禁錮」というのは、法律用語ですけれども、しかし、代表的な「懲役」とか「禁錮」というのは、ほぼ一般用語に近い使い方として新聞その他でも使われておりますので、そういう点から言うと、法律用語の中でもかなり一般に知られた言葉であると言えるのではないかと思うんですね。そういうことで、もし「こういう漢字を当てる方が分かりやすい」といったことがあるとすれば、今の御意見のうちの「残す」という方向で、2字についての意見をお聞きする。2字を削って、「ない」という状態では余り意見が出てこない、もう見えないものですから。ところが、「ある」と「それはない方がいい」という御意見は出てきやすいんですね。そういう点から言うと、ぎりぎり今、3人の御意見なものですから、非常にまとめ方に迷いますけれども、意見公募を念頭に置きますと、国民の皆さんのお考えをお聞きするには、入れておいて「ない方がいい」という意見をお聞きする方がお聞きしやすい。外しておいて「あった方がいい」というふうに、見えないものについては意見が出てきにくいというようなこともございます。取りあえず、「禁錮」の「錮」というのは、特に、新聞はもう「固」を習慣で使っておりますし、国民はそちらの方になじんでいるようなところはありますが、一方、法律用語の方は、やはり文字の意味からどうしてもこういう形を使いたいというふうなこともございますので、これら2字は入れた形で2次試案に臨むということで、いかがでしょうか。

○前田主査

それでよろしいでしょうか。

○納屋委員

林副主査がそういうふうにおっしゃっているところは、私もよく分かりました。さっきから言っているんですけれども、この場でどちらかと判断を求められたとき——ということでは、自分の意見もグラグラしています。

それで、ここには出ておりませんが、「瑕疵」のことについてだって前回、法律用語の中で余り他に語としての結び付きがないですから、「瑕疵」は入れなくてもいいと言っているんですけれども、消費者の観点で言えば、今後、「瑕疵物件の取扱い」なんて非常に大きな問題である、消費者の方から見たときに、大きな法律用語であると思えます。ですから、やはり見えなくしてしまうのは、国民の皆様から御意見を頂くにはやりにくいんだらうと私も思いました。

○前田主査

それでは、そういうことでこのところは決めさせていただきます。

③「字種・音訓・付表の修正点」について、ほかの問題で何か御意見はございませんでしょうか。今は、「Ⅰ」のところで意見が出たわけですが、「Ⅱ」以下についても御意見を頂ければと思います。

○林副主査

さっきちょっと氏原主任国語調査官から御指摘がありました「哨戒艇」の「哨」、これ

も御意見があったら伺いたいというのが、先ほどのお考えでした。

それから、それ以外の、「鷹^{たか}」とか「障碍^{がい}」の「碍」という字もこれまで問題になってきておりますので、御意見があれば伺いたい。今日のこの後の予定は、一応これで③まで御了解いただきましたら、この漢字表の名称についてお考えいただいて、結論を得たいと思っておりますが、今のような点について、いかがでしょうか。

○金武委員

削除候補字の「哨戒機」の「哨」ですね、これは先ほど御説明があったように、新聞は新聞常用漢字として前から使っておりますし、「哨戒機」を交ぜ書きにするのはおかしいので、新聞としては、「哨」が削除されても多分そのまま使うであろうと予測されます。ただし、国民全般に関しての常用漢字表ですから、削っても構わないという意見が多ければ新聞としては目安として、独自の字として使うことになると思います。

そういう点では、「禁錮」にしてもそうですし、新聞として常用漢字表が新しくなった場合に、できるだけそれに従うという大本のところでは一致しておりますけれども、それぞれの分野で目安としての幅があるということですから、余りその字種について「これは絶対」というふうにはこだわりません。

○内田委員

飽くまでも、この常用漢字表は許容できる目安を示すという、その前提に立って、私も発言いたします。「障碍」の「碍」というのは先ほど反対意見その他、「ショウガイ」という単語自体も追放すべきであるというような御意見もある、それは、よく承知しております。語源とか意味とかを考えますと、「害を与える」の「害」それから「碍」、どちらもちょっと共通する部分と違う部分がございます。医学分野などでは交ぜ書きを使っているわけで、それは常用漢字表にないという、それが根拠になっての交ぜ書きです。一方、心理学では「碍」を使うようにしているのですね。そうでないと、やはり「害を与える存在である」というような非常にネガティブ(negative)な価値観が伴ってしまうということがありまして、あえて「碍」を使うというのが一般的でございます。

それで、許容されるものであるならば、やはり「碍」があることによって、私たちが使う字に対するセンシティブティ(sensitivity)とか、それから価値観を問われるチャンスになる。この言葉が残っている以上、やはりそれは「碍」を載せて、括弧として「「害」もあるが…」というような形でやっていただくわけには行かないだろうかと思うんです。とにかく交ぜ書きは、もう絶対反対、熟語の交ぜ書きは絶対反対です。送り仮名も平仮名は外していく方向にありますし、そういったところがございまして、これを何とか20名の方が入れてほしいという意見もあり、追加していただけないか、これを感じながら伺っておりました。でもまあ、こだわるのはやめようという思いももう一方でございまして…。

○前田主査

「哨」と「碍」を含めまして御意見、あるいはその他の字についても御意見を頂ければと思います。

○松村委員

いろいろな意味で余り自信がないので、先ほども意見が言えなかったんですけども、やはり私は、常用漢字表の字数については一定の枠がある、その枠内で、義務教育の現場で考えれば、きちんとした漢字の力を身に付けさせたい、そういうふうに思っている立場からすれば、先ほどの法律用語についても、気持ちの上では追加はしないでほしいという

考え方を持っています。

ただ、それでいいのかという迷いがあるまま、今、発言しているんですけども、字種の削除候補としては、この4文字について、やはり4文字とも削除には賛成です。一般の文字生活の中で目にするのは、やはり3番の「哨」という字を「前哨戦」という形でよく目にはするんですが、それ以外の熟語としては広がりはないだろうと思いますので、削除の方向でお願いできればと思っています。

それから、今、内田委員から出た「碍」については、私も問題意識としてはずっと持っていて、いろいろな使われ方を集めたり、意識的に見てきたりはしたんですが、やはり、これは「融通無碍」ですか、それから「碍子」とか、その二つの熟語以外では余り使われな。しかも、「碍」にも「妨げる」という意味合いがあるということで、どちらかと言うと、ネガティブとは言わないけれども、マイナス要素と言うか…、そういうことと言うと、先ほどの事務局の説明にもありましたように、「ショウガイ」という言葉自体の持つマイナスイメージを何とかしなければいけないという、そちらの議論になるのかなと思うんですね。あえてここでもう一度「碍」を持ち出すことはないのではないかという気がします。また、「碍」に対して、私は内田委員のようにはこだわっていないので、多くの自治体が、今「障がい」ということで書いている現状を見れば、交ぜ書きで書くことも容認できると思いますので、この点については私は、どちらかと言えば、やはり追加はしなくてもいいのではないかと今のところ考えております。

○林副主査

すみません、いろいろ差し出がましい発言ばかりで恐縮ですが、少し時間があるので、時間のある限り③について御意見を伺いたいということで伺ってまいりましたけれども、時間が窮屈になってまいりましたので、③については次のような形で扱わせていただけたらという私の案を申し上げまして、主査に戻して、主査から皆さんに諮っていただきたいと思ひます。

今までの議論で、「禁錮」の「錮」と「毀損」の「毀」は、これを入れた形でパブリックコメントに臨むのはいかがかということで、特に強い反対がなかったので、そのようにさせていただく。

それから、字種の削除候補につきましては、「哨」については金武委員の御意見、それから松村委員の御意見ございましたが、これは、やはりこのまま削除候補として、新聞は新聞の、これはこの字に限らず、これまでも現実的に対応をしていらっしゃいますので、そういう扱いにお任せするという事を含みとして、これを削除候補とする。

「障碍」の「碍」については、やはり非常に微妙な問題で、現に障害を持っておられる方の気持ちを考えると、ここで、急いで結論を出すことはいかがかと思ひますので、これは出さない形で、最終案を作るまで、お互いに考えたり、研究したりするという事、ちょっと問題を、2次試案の先にもう一回議論の機会を残したいと思ひますので、これについては入れない形で意見を聞いてみる。

この3点ぐらいをまとめとして、もし御了承いただければ、③については一応基本的に御了承いただいたということになるのですが…。

○前田主査

今のような林副主査からの提案ですけども、いかがでしょうか。

○東倉委員

それで結構です。

○前田主査

それでは、そのようなことで、ここではお認めいただいたということにいたします。

最後に、今までたびたび出しながら、必ずしも十分な議論ができませんでした配布資料3「新常用漢字表（仮称）の名称について」、こちらについての御意見を頂きたいと思えます。「新常用漢字表（仮称）」の名称について、これについては先ほど事務局から御説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。新しい用語を考えても、なかなか皆様に御賛成いただけるような形にはなりにくいという現状ではないか、そういう点で、新しい名前の案がそんなに多く出ていないということにもなっているのかと思えますが、いかがでしょうか。

現行の「常用漢字表」の名称が決まった時の事情と、現況においてそれを大きく変えるものではなくて、目安としての漢字表という基本線では変わらないものであるということが前提になってきております。そういった点についても、ここで御意見を頂ければと思えます。どうも言いにくい問題なのかもしれませんが、もし「常用漢字表」の名称を変えず、「改定常用漢字表」でよろしければ、ここでは、そういう形でこれから出させていただくということにしたいんですが、それでよろしいでしょうか。

○内田委員

結構です。

○前田主査

それでは、そういうことに決めさせていただきます。配布資料3の説明はもう十分していただいたから、その理由付けについては説明できると思えます。それで、今までお認めいただきました形で、この表を出させていただけることになります。そのほか、何かありましたら御意見を頂きたいと思えます。

○金武委員

意見というより質問ですけれども、一つ目は、今後のスケジュールのことをお聞きしてよろしいですか。第2次意見募集というのは、いつごろから開始することになりますか。

○氏原主任国語調査官

いわゆる第2次試案が決まるには国語分科会総会の了承を得なければいけませんので、最後に申し上げようと思っていたのですが、11月10日の国語分科会総会で、今回の修正を入れ込んだ第2次試案が固まることになります。それから準備に掛かりますので、恐らく11月の終わりぐらいから12月の終わりぐらいにかけての1か月間、それが意見募集の期間になるであろうと考えております。

○金武委員

もう一つの質問は大したことではないんですが、現在、提出されている内閣法制局の文字もそうなんですが、まだ官庁関係でも、いわゆる印刷標準字体になっていない字がたくさん使われております。寄せられた意見の中でも、官報がやはり常用型の字体を使っているという意見がありました。それなら新常用漢字表の適用範囲から公用文を外せなどと皮肉ってございましたけれども、公用文もだんだんこの印刷標準字体の字体に統一されることになるわけでしょうか。その辺りについて、お答えいただきたい。

○氏原主任国語調査官

官報については、基本的に入稿された原稿、その形がそのまま出るんですね。現在は、情報機器を利用して原案を作っていて、その使っている機器が、Windows XPを搭載したものが多くという状況がそのまま官報の字体にも反映されているわけです。ですから、機器が変わると官報の字体もそのまま変わる。内閣法制局にも確認したんですが、法令においても表外漢字の字体のチェックまではしていないというお話でした。

ですから、たまたま今、現状としてこうなっているんですけども、機器の方が変われば官報の字体も変わります。今回の試案が新しい常用漢字表になり、内閣訓令となれば、役所はそれに従うわけですから、当然そういう意味からも、印刷標準字体になりますし、情報機器も、昨日Windows Vistaの後継OSであるWindows 7が出ましたので、恐らくそこは自然に変わっていくであろうと考えております。

○前田主査

そのほか、御質問、御意見ございませんでしょうか。（→ 挙手なし。）

なければこれで終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。それで、予備日の10月28日の件ですけれども、予備日は使わないことにさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。以上で、本日の会議を終わりにいたします。